

基発第 0403016 号

平成 18 年 4 月 3 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

社会保険労務士が行う労働保険適用徴収関係の電子申請について

標記については、平成 15 年 10 月 16 日付け基発第 1016001 号「労働保険適用徴収関係の申請・届出等手続の電子化について」の第 2 の 1 (6) において、社会保険労務士が行う電子申請の審査について指示しているところであるが、今般、社会保険労務士による電子申請の利用を促すために、労働保険概算・確定保険料申告書のアクセスコードを使用しての電子申請については、下記のとおり取扱いを改めることとしたので、その事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

下線部分を追加する

第 2 審査に関する事項

1 電子署名及び電子証明書

(6) 社会保険労務士からの電子申請について

社会保険労務士が電子申請を行う場合は、これまでの紙媒体での申請・届出等を行う際に記載していた「社会保険労務士記載欄」等への記名押印に替え、電子署名及び全国社会保険労務会連合会発行の電子証明書等が必要であること。

また、当該社会保険労務士に提出代行等を依頼した事業主の電子署名及び電子証明書も必要であること。ただし、労働保険概算・確定保険料申告書(帳票 31701)については、社会保険労務士がアクセスコードを使用して電子申請を行う場合に限り、当該事業主の電子署名及び電子証明書を省略することができること。

なお、社会保険労務士の電子証明書についても、申請書提出者と電子証明書所有者の同一性を確認するために(4)に記載されている事項を目視により確認すること。